

特定非営利活動法人ハンガー・フリー・ワールド
ISO26000 7つの中核主題に対する今後の社会的責任(SR)取り組み表

本取り組み項目は、「SR重点項目特定作業シート(*1)」「(I)HOE<人と組織と地球のための国際研究所>」を用いて決定しました

ISO26000で期待される行動のうち、HFWが今後取り組む項目

2014年度以前の実績と2015年度からの計画・実績	2014	年度の計画>(上)／実績●(下)				
	以前	2015	2016	2017	2018	2019

組織統治

(意思決定プロセスと構造)

社会的責任へのコミットメント・目標の表明

社会的責任への自らのコミットメントを表す戦略、目的及び目標を作り上げる

重点項目の設定と社会的責任に関する新方針の策定	●	>					
中期計画(2016年度～2020年度)と社会的責任報告書のホームページへの掲載			>				
				●			

決定事項の進捗把握

決定されたことが徹底的に実行されるようにし、組織の決定及び活動の結果の説明責任を判定するために、決定の実行の経過を追跡する

地域開発事業のモニタリング、及び中期計画(2010年度～2015年度)のモニタリングの毎月の実施	●	>					
すべての事業が掲載されており、かつ適切な評価システムを持つ中期計画書(2016年度～2020年度)の作成		>					
中期計画書(2016年度～2020年度)に基づく事業と組織運営の実行、モニタリング、及び恒常的改善			●	●	●		
			>	>	>	>	>

統治プロセスの見直しと評価

組織の統治プロセスを定期的に見直し、評価する

アカウンタビリティ・セルフチェック2012(*2)を活用した統治プロセスの定期的な診断、及び必要な見直し	●		>			>	
職務分掌規程の制定		>					
			●				

人権

(デュー・ディリジェンス)(*3)

活動する国の状況や、活動が人権に対して潜在的、実際に及ぼす影響、並びにその活動と関連した他の事業、個人の行動から人権侵害が生じる可能性について考慮する

地域開発ガイドライン、就業規則、育児休業、育児短時間勤務、在宅勤務、セクシャルハラスメント防止規程、プライバシーポリシー等の規程類への反映	●						
特定されたステークホルダーの中で事業と組織運営を通じて権利が侵害される人・事項の特定、及び対策の決定と規程類への反映			>				
規程に基づいた救済措置の実行、モニタリング				●	●		
				>	>	>	>

人権方針の策定

その組織内の当事者に有意義な手引を示せるような、人権関連方針

チャイルドプロテクションポリシーやプライバシーポリシーの制定	●						
人権方針の策定			>				
			●				
パワーハラスメント防止規程の制定				>			
			●				

(共謀の回避)* 加担の回避

受益的共謀の回避調達基準の策定・改訂

購入対象となる製品及びサービスが生産される社会的条件及び環境的条件について把握しておくべきである

製品調達基準ガイドラインの制定		>					
		●					
ガイドラインに基づく調達			>	>	>	>	>
			●	●	●		
ガイドラインの評価、及び改良						>	

2014年度以前の実績と2015年度からの計画・実績	2014	年度の計画>(上)/実績●(下)					
	以前	2015	2016	2017	2018	2019	2020

労働慣行

(雇用及び雇用関係)

活動地域の雇用・職業能力開発への貢献

国際的に活動している場合、受入国の国民の雇用、職業能力開発、昇進及び昇格を推進する努力をする

支部事務局長に対するリーダーシップ育成研修、及び職員や受益者に対する、事業や組織運営に必要な能力強化の機会の提供	●	>	>	>	>	>	>
支部職員給与のベースアップ		>			>		
中長期計画(2016年度～2020年度)の目標達成とリンクした戦略的な人材育成プログラムの開発		>					
人材育成プログラムの本部における試験的導入、及び評価と改良			>	>			
人材育成プログラムの本部・支部全職員への提供					>	>	>

(労働条件及び社会的保護)

労働条件の適法性の確認(労働協約等、法令より高い水準の尊重、及び国際的な最低基準の順守)

労働条件が国内の法規制に従っており、関連する国際労働基準と整合性がとれていることを確実にする

国際労働基準や支部国の現地労働法の把握			>			>	
---------------------	--	--	---	--	--	---	--

ディーセントな(働きがいのある人間らしい)労働条件の実現

賃金、労働時間、週休、休日、安全衛生、母性保護及び業務上の責任と家族的責任を両立する能力に関して

ディーセントな(働きがいのある人間らしい)労働条件を与える

就業規則をはじめ、育児と介護に関する休業、短時間勤務、在宅勤務制度の導入等、ディーセントワークに配慮した制度の導入	●						
団体として特徴ある食を軸にしたディーセントワークの在り方を検討する			>				
「労働条件の適法性の確認」で把握した情報と検討した特徴あるディーセントワークの在り方に基づく、労働時間と待遇の改善を含む対策の実施			●	●	>	>	>

(労働における安全衛生)

安全衛生管理の原則を理解し、適用する

職員の安全に関する内容の災害対応規程、海外出張規程での規定	●						
支部国事業地での医療や建設・加工現場における労働災害につながる事案のリスクの分析と特定、及び対策の決定		●		>			
対策の実施					>	>	>

安全用具の提供

個人保護具を含め、業務上の傷害、疾病及び不慮の事故の防止並びに非常事態の対応に必要な用具を提供する

救急箱設置、事務所備品の転倒予防、非常時持ち出し袋提供の実施	●	>	>	>	>	>	>
支部国事業地での医療や建設・加工現場における安全用具のニーズの把握、及び労働災害につながるリスクの特定と対策決定		●		>			
対策の実施					>	>	>

心理的ストレスの除去

ストレスや疾病を引き起こす原因となる職場の心理社会的な災害の除去に努める

コミュニケーションと労働環境改善のための職員会合の開催、及びJANICメンタルヘルス調査を通じた職場のストレス傾向の把握	●	>	>	>	>	>	>
心理的ストレスについてのニーズの把握、及びストレス除去とストレス耐性向上のための対策の決定			>				
対策の実施				>	>	>	>

(職場における人材育成及び訓練)

平等なキャリアアップ機会の提供

労働経験を問わず、あらゆる労働者に対し、平等で差別のない原則に基づき、技能開発、訓練及び実習への

機会提供、キャリアアップする機会を与える

支部事務局長に対するリーダーシップ育成研修、及び職員や受益者に対する、事業や組織運営に必要な能力強化の機会の提供	●	>	>	>	>	>	>
中長期計画(2016年度～2020年度)の目標達成とリンクした戦略的な人材育成プログラムの開発		>					
人材育成プログラムの本部における試験的導入、及び評価と改良			>	>			
人材育成プログラムの本部・支部全職員への提供					>	>	>

ISO26000で期待される行動のうち、HFWが今後取り組む項目

2014年度以前の実績と2015年度からの計画・実績	2014	年度の計画>(上)/実績●(下)				
	以前	2015	2016	2017	2018	2019

環境

(汚染の予防)

活動に関連する汚染源及び廃棄物を特定する

支部国事業において発生する医療廃棄物など汚染物質の特定				>			
-----------------------------	--	--	--	---	--	--	--

汚染緩和策の実施

実際の及び潜在的な汚染排出及び廃棄物、健康リスク及び汚染緩和策に関して地域コミュニティとともに取り組む

特定された汚染物質への対策の決定				>			
対策の実行					>	>	>

(持続可能な資源の使用)

持続可能な調達方針の策定と推進

持続可能な調達を促進する

製品調達基準ガイドラインの制定		>					
	●						
ガイドラインに基づく調達			>	>	>	>	>
		●	●	●			
ガイドラインの評価、及び改良						>	

持続可能な消費を促進する

電力使用量の削減、ペーパーレス化、古紙リサイクル活動、及び再生紙の利用	●	>	>				
電力、水道、紙などの各取り組みの使用量についてのデータの計測、及び削減目標の決定 ※計測のみ実施。目標決定は2021年以降に行う			>				
			●※	●※			
目標に基づく取り組みの実施 ※目標決定が2021年以降になったため中止				>	>	>	>
				※	※	※	※

公正な事業慣行

(汚職防止)

汚職防止方針、コミットメントを表明

汚職のリスクを認識し、汚職及び強要を防止するための方針及び慣行を実施し、維持する

不正行為防止規程、倫理規程の制定、及び支部も含めた導入	●						
支部国事業地のリスクに対応する不正行為防止規程への改定、及び役職員のみから、事業地で活動する地域住民も含むより広い範囲への適用		>	>	>	>	>	>

汚職及びその防止策について従業員、代表、請負業者及び供給業者の意識を高める

全役職員に対する不正行為防止規程についてのテストの実施			>		>		>
			●		●		

(責任ある政治的関与)

ロビー活動、政治献金、政治的関与に関連する方針/活動に関し透明性を維持する

本部・支部のアドボカシーにおける政治への関与の増加に伴い発生するリスクの特定、及び対策の決定				>			
			●				
対策の実施 ※リスクが確認できなかったため、対策の必要がなくなった					>	>	>
					※	※	※

(バリューチェーンにおける社会的責任の推進)

関係先のモニタリングの実施、支援

関係を持つ組織について、適切なデュー・ディリジェンス及び監視を実行する

ウガンダ産コットン製品により当団体へ寄付を行う企業に対するCSR監査の実施(2009年から4年に一度、ウガンダにて実施) ※寄付実績がないため未	●		>			>	
			※				

消費者課題

(公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行)

固定観念によるステレオタイプ表現の回避

性差、宗教、民族、障がい又は個人的関係に関する定型化された観念を固定化させる文章、音声又は画像を使用しない

チャイルドプロテクションポリシーへの一部反映	●						
偏りのある情報の使用箇所の特定		>					
		●					
特定された箇所を改善する情報収集と使用に関する規定の制定			>				
			●				

(消費者に対するサービス、支援、並びに苦情・紛争の解決)

苦情対応の改善

苦情内容を見直し、苦情対応の慣行を改善する

支援者からの苦情窓口の設置、及び解決と対策の強化			>	>	>	>	>
					●		

ISO26000で期待される行動のうち、HFWが今後取り組む項目

2014年度以前の実績と2015年度からの計画・実績	2014	年度の計画>(上)/実績●(下)				
	以前	2015	2016	2017	2018	2019

コミュニティ参画および開発

(コミュニティへの参画)

地域ボランティアの促進

地域社会活動のボランティアになるよう人々を促し、支援する

地域の企業の社員、及び住民のボランティア活動の受け入れ	●	>	>	>	>	>	>
地域合同防災訓練への参加	●	>	>	>	>	>	>
災害時における連携を目的とした地域の災害支援ネットワークへの加盟、及び情報交換による関係構築			>	>	>	>	>
			●	●			

(富及び所得の創出)

参入・撤退におけるコミュニティへの経済的、社会的影響を考慮

コミュニティの持続可能な開発に必要な基本的資源への影響を含め、コミュニティへの参入又はコミュニティからの撤退の経済的影響、及び社会的影響を考慮する

地域開発を行う際のガイドラインにおける規定	●						
地域における事業の参入・完了・撤退に関する支部の問題の把握		>					
ガイドラインの視点や手順の検証、及び改良		●	>				
改良したガイドラインに基づいた地域開発の実施				>	>	>	>
				●	●		

退職金・年金への資金拠出

従業員の退職金及び年金への資金拠出を検討する

支部のニーズのヒアリング、及び対策の検討							>
----------------------	--	--	--	--	--	--	---

(社会的投資)

過度な依存期待の回避

コミュニティがその組織の慈善活動、継続的な存在又は支援に永遠に頼るような行動は避ける

地域開発を行う際のガイドラインにおける規定	●						
地域の自立が困難な状況下における問題の把握		>					
ガイドラインの視点や手順の検証、及び改良		●	>				
改良したガイドラインに基づいた地域開発の実施				>	>	>	>
				●	●		

コミュニティ活動の評価、改善

既存のコミュニティ関連活動を評価し、そのコミュニティ及び組織内部の人間に対して報告を行うとともに、改善可能な部分を明確化する

地域開発事業の一部における、コミュニティ関連活動の評価の実施	●						
バングラデシュ支部における、派遣した評価専門家によるコミュニティ関連活動の評価、及びスキル強化研修の実施	●						
バングラデシュ支部が得たスキルの他支部への普及、および住民参加型による評価の実施			>	>	>	>	>
すべての活動が検証可能な評価軸の中期計画(2016年度~2020年度)への導入		>					
		●					
評価軸に基づいた評価の実施			>	>	>	>	>
					●		

*1 IIOE(人と組織と地球のための国際研究所)発案のISO26000『7つの中核主題』に示された行動例や課題に対して、団体としての「重要度」「リスクと実現可能性」を評価する、優先順位決定モデル

*2 国協力NGOセンター(JANIC)が、NGOがSRIに積極的に取り組むよう作成した認証制度。組織運営基準、事業実施基準、会計基準、情報公開の4つの分野で、41項目に及ぶ必須項目と強化項目をNGOが自己審査するもの

*3 組織の決定や活動が社会・環境・経済に与える負の影響を調べる